

アメリカ合衆国の東南アジア政策——一九四三—一九五二年

有賀 貞

はしがき

本稿は第二次大戦中から一九五二年までのアメリカの東南アジア政策の概観である。第二次大戦中アメリカは、東南アジア地域における宗主国の植民地主義と植民地人民の独立への願望との対立を想定し、アメリカが円満な独立をもたらす方式の実践者、提唱者として、両者の関係を調整することを考えていた。こうした政策目標自体変わった訳ではなかったが、それは次第に欧州第一主義的な政治戦略や冷戦政策とのかね合いで考慮されるようになった。とくに一九四九年以降、アメリカは東南アジアを冷戦の一つの重要な舞台とみなし、東南アジアにおける共産主義勢力の拡大を阻止することに力を注ぐようになった。本稿はアメリカが冷戦政策の枠組み、すなわち、共産主義世界対反共産主義世界（「自由世界」）という二元的対立の図式を東南アジア、とくにインドシナにあてはめていく過程の考察である。本稿が叙述を一九五二年までとしたのは、その年がトルーマン政権の最後の年に当たるからであり、それまで

にはアメリカの東南アジア政策は後のヴェトナム戦争に至る軍事介入への道をすでにある程度準備していたと思われるからである。

一 戦後構想における東南アジア

アメリカが東南アジアをめぐる国際関係に重大な関心を抱くようになったのは、日本がフランス領インドシナに進駐する一九四〇年になってからである。

アメリカは東南アジアの一角にフィリピンという植民地を領有していたが、それ以外の東南アジア地域には政治的関心をもっていなかった。フィリピン獲得は、キューバ問題をめぐって始まった米西戦争の、ある意味では偶然的結果であった。アメリカ政府の指導者たちは、概してフィリピンの経済的戦略的価値を高く評価せず、むしろ、フィピン領有はアメリカにとって経済的軍事的負担になっていると考えてきた。たとえばセオドア・ローズヴェルトはフィリピンはアメリカにとって「アキレス腱」であると考えたし、ロバート・ランシングはフィリピンを「日本に譲渡するのも一案」だと考えたことがあった。⁽¹⁾ フィリピンの価値についてのこのような評価が、フィリピン人の独立への願望やアメリカ人の反植民地主義の伝統と相まって、一九三〇年代には独立を準備する政策の採用を促すことになった。独立の期日は一九四六年七月と決定され、独立への過渡的段階として、フィリピンは一九三五年に半独立的なコモンウェルスの地位を与えられた。

従来、アメリカのアジアに対する関心は、主として、利害が競合し対立する軍事大国日本とアジア最大の人口を有する巨大な潜在市場たる中国とに向けられていた。西欧諸国の支配下にあった東南アジア地域はゴム、錫、石油など

の生産地であり、その重要性はアメリカとしても無視できなかったが、その地域が平和的國家の支配下にあり、アメリカがそれら資源へのアクセスを有するかぎり、アメリカにとって支障はなかった。しかし日本が歐州の戦争におけるドイツの進撃に刺激されて日独伊三国同盟を結び、南方への進出を企てた時、アメリカは日本の進出を阻止するために、東南アジアをめぐる国際關係に積極的に介入した。日本の中国侵略を經濟的圧迫によって抑制しようとしていたアメリカとしては、日本が東南アジアに進出し、その資源を入手することを黙視できない立場にあったし、また東南アジアの資源はアメリカにもイギリスにも重要であったから、これを日本が支配することは、イギリスの対独抗戦力との関連からも認めがたいところであった。それ故、アメリカは日本の蘭領インドへの外交的圧力に対しては強くオランダを支持し、日本の南部フランス領インドシナへの進駐に対しては在米日本資産凍結と石油供給の全面的停止とをもって応えた。コーデル・ハル國務長官は「日本のインドシナ占領は東南アジアの支配を握るための重大な第一歩であり、その支配はアメリカにとって重要なゴム、錫等の物資の貿易路を制することになる」と考えていた。⁽²⁾ 日本が東南アジアで戦争を開始する場合には、たとえアメリカの領土であるフィリピンが攻撃されない場合でも、アメリカ政府はイギリス、オランダと協力して軍事的手段で対抗する方針であった。⁽³⁾ 日米關係の悪化は日本の中国侵略のためであったが、日本の東南アジアへの進出がアメリカに対日戦争を考慮させたのである。

第二次大戦が連合国側に有利に展開し始めるにつれて、アメリカ政府内で戦後の國際秩序再建についての検討が進み、米英ソ三国の首脳会議でも戦後問題が議論されるようになる。戦時中、アメリカ政府は東南アジアの戦後についてどのような構想をもっていたのであろうか。フィリピンについては戦前からの予定通り独立させる方針であったが、英仏蘭の植民地についても自治を拡大し、将来は独立させるべきであり、そのような方向に向かってアメリカの影響力を行使すべきであるというのが、アメリカ政府の考えであったと言ってよいであろう。そして經濟的な面では、宗

主国が自国優先の政策をやめ、「門戸開放」を行うよう働き掛ける方針であった。アメリカ政府にはヨーロッパ植民地主義がそのままの形で復活することを支持する気持ちはなく、戦後の力関係からして、アメリカは東南アジア問題についても戦前とは比較にならぬ発言力をもち得ると考えられたのである。⁽⁴⁾

フランクリン・D・ローズヴェルト大統領はイギリス、オランダの植民地については、両国それぞれが支配を回復してから、住民の自治の機会を拡大し、インド、ビルマについて将来の自立を準備するのがよいと考えていた。ただし、ホンコンについては、イギリスが中国に返還するのが適切であると考えており、イギリスのアンソニー・イーデン外相にそのような考えを話したことがあった。フランスについては、ローズヴェルトは英蘭に対するより厳しい見方をしており、インドにフランスの支配を復活させることに反対で、インドシナが独立できるまで国際的信託統治下に置くべきだと考えていた。彼は簡単にドイツに屈服したフランスを軽蔑し、従来のインドシナ統治も悪政であったと批判していた。彼のフランスに対する態度はオランダに対するものとは対照的であった。オランダについては自らの家系との関連もあって親近感があり、小国ながらドイツに抵抗したことを好意的に評価していた。したがって、彼はオランダがインドネシア支配を回復することに全く異議がなく、ただオランダ女王に対して、アメリカがフィリピンを独立させる政策をとっているようにオランダもインドネシアに対して将来の独立を準備するような政策をとるべきであると助言したに留まった。⁽⁵⁾

一方、フランスのインドシナ領有については、ローズヴェルトは政府関係者のみならず、外国政府指導者との会話でも、繰り返し反対を表明していた。一九四三年三月に彼はイーデンに、極東の植民地は全部が旧来の宗主国に返還されるべきものではないと述べ、国際的信託統治という方式について語り、インドシナにそれを適用することを提案した。イーデンは即答を避けたが、後にその提案に反対である旨を告げた。⁽⁶⁾しかしローズヴェルトは、中国やソ連の

指導者にインドシナ国際信託統治案を表明することをやめなかった。カイロ会談の際、彼は蒋介石の賛成を得、テヘラン会談ではスターリンの同意を得た。彼は蒋介石に信託統治案について語った際、信託統治期間を二〇年ないし三〇年と述べたことは、彼が信託統治をインドシナ独立促進のためよりもフランスにインドシナを与えない方策として考えていたことを物語る。⁽⁷⁾ 信託統治国について、彼の考えは必ずしも明確ではなかったが、米英中の三国、あるいはソ連、フィリピンなどをも含めて考えていたと思われる。⁽⁸⁾ 彼はインドシナ信託統治案については連合国首脳の間では賛成三、反対一であるとエドワード・ステイニウス國務長官に語った。⁽⁹⁾

チャーチル英首相はローズヴェルトや彼の側近がインドなどイギリスの植民地についても独立促進を望んでいることをよく知っていた。彼は「イギリス帝国の問題については手を触れるな」という立場を貫くと述べたように、アメリカ側が植民地問題をもち出そうとする時には、強くそれに反発した。彼は大西洋憲章の民族自決の原則がヨーロッパ以外の地域に適用されるものとは解釈していなかった。イギリスの植民地を保持するためには、フランスやオランダの植民地も保持されるべきであったから、イギリスとしてはインドシナの国際信託統治に同意することはできなかった。ただしチャーチルは対米関係を重視していたから、インドシナにおけるフランスの立場を弁護してアメリカと公然と対立する考えはなかったという。⁽¹⁰⁾ 植民地保持に関連して、アメリカが日本の委任統治下にあった太平洋の島々を戦略的信託統治という目的で自国の支配下に置こうとしていることは、チャーチルにとって歓迎すべきことのように思われた。これら諸島を事実上アメリカのものにすることにイギリスが賛成すれば、アメリカとしても、⁽¹¹⁾ 西欧諸国が旧来の植民地を保持することに寛大になるかもしれないと思われたからである。

チャーチルらイギリス政府指導者がフランスのインドシナ支配の回復を望んだのは、自国の植民地帝国の安泰をはかるという目的からだけではなかった。それは戦後の欧州情勢に対する配慮とも関連していた。イギリスはソ連の勢

力の西方への進出を防止するためには、フランスを大国として復活させ、大国フランスと友好関係を保持することが必要であると考えた。フランスを大国とするには植民地を奪わない方がよく、またそのような政策は、フランスの反感を招いてフランスをソ連に接近させる恐れがあると思われたのである。⁽¹²⁾

ローズヴェルトはインドシナ国際信託統治についてくり返し語ったが、連合国首脳会談で、了解事項として合意をとりつけようとはしなかった。首脳会談で合意が成立しなかったのはイギリスが賛成しないからであった。しかしこの信託統治案は政府の方針としても決して確定していたわけではなかった。これはローズヴェルトのインフォーマルな流儀からして、とくに異とするに足らないが、また國務省内で彼の考え方が支持されていなかったことも関係があった。

國務省内でも、東南アジアの植民地がそれぞれ自治を拡大し将来の独立に備えるべきであり、宗主国は経済的門戸開放を行うべきであるという点については異論はなかったが、國務省の上層部はフランスの植民地だけを差別的に国際管理にすることに消極的であった。一九四三年にサムナー・ウェルズ國務次官はフランスが将来の独立を約束するならフランスに一旦返還すべきであるとイギリス大使に語り、ハル國務長官もそれに賛成したという。⁽¹³⁾ 親西欧的な欧州局と親アジア的な極東局との間では、意見の著しい相異があった。欧州局は気持ちの上で親西欧的であったばかりでなく、国際政治の大局観から西欧諸国との協調を重視しており、フランスが大国として復活することがアメリカにとって利益になると考えていた。その点で彼らの考えはイギリスの國務省のそれと共通性があった。欧州局はこのような観点から、フランスの威信を害し、フランス人の反感を招くインドシナ政策には反対であった。一方、極東局はアジアに焦点を置いて国際政治をみており、アジアにおけるナショナリズムの高まりを強く意識していた。彼らの考えからすれば西欧諸国もアジア人の友情を長く保持しようとするれば植民地主義をすみやかに清算していくことが得

策であり、アメリカが西歐にそのような譲歩を求めることはアメリカのみならず西歐自身の利益になるのであった。極東局はアジアのナシヨナリズムに好意的な大統領の態度に好感を抱いていた。植民地の国際信託統治案も、植民地主義を解消していく一つの手段として、極東局では評価されていた。⁽¹⁴⁾一九四四年九月の國務省覚書によれば、宗主國が植民地の独立あるいは自治達成の目標期日を公けに設定するのが最善であると極東局は考えていた。

第二次大戦が終局に近付き、アメリカの対外政策の関心が何よりも欧州の状況に向けられるようになり、ソ連の勢力拡大への不安や西歐強化の必要が次第に強く感じられるようになるにつれて、インドシナ政策もその影響を受けざるをえなかった。アメリカはようやく一九四四年一〇月になってドゴール政権をフランス臨時政府として承認したが、翌年二月のヤルタ会談ではフランスを国連安全保障理事会の常任理事国にすることに賛成し、ドイツの占領管理についてもフランスの参加を支持するようになった。これはローズヴェルトもまたフランスを大国として復活させることの利点を認めるに至ったことの表れといえる。ヤルタでは彼はスターリンに対しては相変わらずインドシナの信託統治論を語ったが、チャーチルに対してこの問題を提起することはしなかった。⁽¹⁵⁾この頃にはインドシナ問題に対する彼の立場は軟化しつつあった。従来、彼はインドシナ解放にフランス軍を用いることに反対であり、インドシナにいたフランス軍の一部が一九四五年三月に日本によるインドシナ全面支配に反対して武力闘争を始めた時にも、それに援助を与えることに同意しなかった。しかし彼はまもなく態度を改めて若干の援助を与えることに同意した。⁽¹⁶⁾信託統治問題についても、彼は三月中旬國務省のチャールズ・タウシックにフランスが将来の独立を約束すればインドシナに復帰することを認めてもよいと語った。⁽¹⁷⁾四月三日には、信託統治地域についてのアメリカ案として、敵国から取り上げる地域のほか「自発的に信託下に置かれる」地域を含めるべきであるという声明を出した。⁽¹⁸⁾この声明はインドシナについてフランスが自発的に信託下に置くことを申し出るのでないかぎり、国際信託統治はありえないことを示唆す

るものであった。この声明は信託統治案を唱えてきた大統領の面子をたてながら、信託統治案を安樂死させたのである。⁽¹⁹⁾ 当時、国務省内では信託統治支持は弱まっており、議論はフランスの復権を条件付きで認めるか、無条件で認めるかという問題に移行していた。

ローズヴェルトが死去し、代わってハリイ・S・トルーマンが大統領に就任した時、国務省は新大統領のためにインドシナ政策についての覚書を作成することとなった。⁽²⁰⁾ 四月二〇日に欧州局が作成した覚書草案では、アメリカはフランスの主権回復を無条件で認めることになっており、フランスの海外領土に対して、他の同盟国の植民地に対するものと異なる政策はとらないと記されていた。⁽²¹⁾ それに対して極東局は異議を唱えた。極東局は、過去のフランスの植民地支配は植民地住民の利益の考慮という点でも、他国との通商政策に関しても、アジアにおける最も不満足な植民地支配であったと述べ、アメリカの対日戦争の勝利によってインドシナの回復も可能となるのであるから、極東の平和と安定を確保するというアメリカの目的に沿って、フランスに対して、極東の平和と安定のために必須と思われる施策をインドシナで行うよう要求することは適切であると主張した。民族的自覚を強めている東南アジア諸民族に逆らうことなく、彼らの自治的發展を許容し、彼らを西洋諸国と密接な関係に立たせるようにしなければ、彼らは我々のものと相反するイデオロギーを抱くか、反西洋的アジア主義を發展させるかのいずれかの結果になるというのが、極東局の不安であった。それゆえ、フランスがインドシナに民主的な単一または連邦的政府を發展させ、予見しえる将来に完全な自治をみとめることなどについて、適切な保証を与える場合にのみ、フランスの主権回復を許容すべきだと極東局は主張した。⁽²²⁾ 欧州派の国務次官補ジェームズ・ダンは強く極東局の修正案に反対し、それを受け入れるくらいなら覚書をまとめない方がよいとさえ述べた。彼の考えでは、イギリスとフランスという西欧二大国と密接に協力することが今アメリカにとってとくに重要であり、フランスがより強くなるようアメリカは助けるべきなのであった。

アメリカはフランスとの摩擦の原因を取り除くべきであり、アメリカがフランスの領土を取り上げようとしているというフランスの猜疑心を打ち消すべきであると彼は主張した。⁽²³⁾ 両局の妥協によって、五月九日に覚書がまとまったが、その文書では、アメリカは無条件でフランスの復権を認め、ただフランスがとるべきであるとアメリカが考える政策について、駐仏大使を通じてフランス政府に申し入れることになった。⁽²⁴⁾ これは基本的には欧州局の勝利であったが、当時親西欧色が強くなっていた国務省上層部は、それでもフランスを刺激すると心配したのである。この覚書も、申し入れの指示も、パリには打電されなかったという。⁽²⁵⁾ 当時サンフランシスコで国連設立総会が開かれていたこともあって、とくにフランスの大国としての誇りを敬意をもって扱う必要が感じられたことは確かである。五月から数ヶ月間、ステイニアス国務長官もトルーマン大統領も、アメリカがフランスのインドシナ復帰に反対するのではないかと、とうとうフランス側の不安を打ち消すことに務めたのである。⁽²⁶⁾

ところで、東南アジアには、従来から唯一の独立国としてタイがあった。タイが独立を保持しえたのは、主として同国を緩衝地帯とすることで英仏間に一致があったからであった。太平洋戦争を開始するに当たって、日本はタイの中立を認めなかった。日本はタイに要求して日本軍の領内通行を承認させ、タイは日本の同盟国となって連合国に宣戦した。したがってタイは枢軸国の一員であり、連合国の敵であった。しかしアメリカはタイの宣戦は日本に強制されたものとみなして、タイを敵国扱いにはしなかった。タイは日本軍国主義の被害者であり、敵意ではなく同情に値するというのがアメリカの見解であった。アメリカは対米宣戦通知を握り潰したタイの大使を依然として大使として扱っていた。戦後の東南アジアを考える際、アメリカは連合国がタイに対して一切報復的措施をとるべきではないという立場をとった。

しかしイギリスは、タイが日本軍の自由通行を許したばかりでなく、イギリスに宣戦し、マレー半島やビルマのイ

ギリス領の一部を自らの領土に加えたことに立腹していた。イギリスはタイを敵国として扱い、戦後敵しい講和を課すつもりであった。こうしてタイをめぐって「非交戦国」アメリカと「交戦国」イギリスとは対立することになった。⁽²⁷⁾

イギリスはタイにたいして、タイの領土が東南アジアのイギリス領土の安全と密接な関係をもっていることの承認、一五〇〇トンの米の無償供与、ゴム、錫、チーク材輸出についても当分の間連合国の統制に服すること、などを要求した。アメリカはこれに対して保護国化の可能性や通商上の差別の可能性を含む項目があり、また多額の米の供出要求は苛酷であるとして強く反対した。そのため一九四五年の九月から一二月にかけて、外交交渉が続けられた。イギリスは自国領土の安全に関する条項にはタイを保護国化する意図はないとして、アメリカの要求を入れての表現を改め、通商上の特権を得る意図がないことを約束し、また米の無償供出についても、その要求額を一五〇万トンに減らした。アメリカは反対を撤回し、四六年一月、英・タイ協定が調印された。⁽²⁸⁾このように戦争終結当時のアメリカのタイ政策の関心はイギリスが東南アジア唯一の独立国を保護国化したり、アメリカからみて好ましくない特権をタイから獲得する可能性を除去することに向けられたのである。アメリカは、東南アジアの諸民族が政治的自立への希望を強めている折から、タイに寛大な政策をとってタイとの友好関係を樹立して、タイをアメリカの東南アジア政策の一つの拠点として行こうとしたといつてよいであろう。

二 宗主国対植民地の紛争とアメリカ

第二次大戦中、アメリカにフィリピンを戻し、沖縄を攻略して日本本土に迫る戦略をとったから、フィリピンを除く東南アジアに対する反攻は、主として英連邦軍に委ねられることになった。オランダ領インドの中央部は従来ア

アメリカの作戦範囲であったが、ポツダム会談の際、アメリカの統合参謀本部はイギリス側と協議してイギリスのマウンテンバットン公を総司令官とする東南アジア方面軍司令部（SEAC）の作戦範囲に含めることにした。またフランス領インドシナはそれまで中国軍の作戦範囲であったが、この時その南部はSEACの作戦範囲となった。

したがって、日本が降伏した時、東南アジアにおいて日本軍の降伏を受理する任務も、大部分、SEACを構成する英連邦軍に委ねられた。インドシナ北部には中国軍が進駐し日本軍の降伏を受理した。⁽²⁹⁾ フランスもオランダも宗主国としての威信を保つために、それぞれの植民地を日本から奪還する戦闘に参加することを望んでいた。⁽³⁰⁾ しかし日本の降伏が早かったために、両国とも日本軍の降伏を受理するために軍隊を派遣することもできなかった。日本が降伏した後の権力の空白状態に乗じて、フランス領インドシナのヴェトナム民族主義者とオランダ領インドのインドネシア民族主義者とはそれぞれヴェトナム民主共和国とインドネシア共和国の独立を宣言した。

ヴェトナム独立運動はトンキンを中心にして勢力があり、インドネシア独立運動はジャワとスマトラに勢力があった。フランス領インドシナに進駐した中国軍もオランダ領インドに到着したイギリス軍もこれら民族主義者の政府の存在を無視することができなかった。ヴェトナム民族主義運動の指導者ホー・チミンは共産主義者であったから、中国国民政府にとって望ましい指導者ではなかったが、中国軍は保守派ナシヨナリストを若干援助しただけでホーと対決しようとはしなかった。⁽³¹⁾ 蘭領インドのイギリス軍もオランダ支配のために秩序を再建する余裕はなく、インドネシア民族主義と対決して紛争を起す意志はなかった。⁽³²⁾ 戦後の状況では、フランスにとってもオランダにとっても、宗主国としての地位を再確立することは極めて困難であった。

アメリカは仏領インドシナでも蘭領インドでも日本軍の降伏を受理する責任をおっていないから、民族主義者の独立運動をどう扱い、宗主国の権力回復の試みをどう扱うかという問題に直接関わりあうことを免れた。しかしア

メリカは東南アジアの動向に無関心ではいらなかったから、紛争が長引くにつれて、次第に関わりをもたざるをえなくなるのである。

アメリカが日本からの解放と秩序の再建に直接主役を演じたのは、東南アジアではフィリピンだけであった。アメリカ人は戦前すでにフィリピン独立を約束し独立を準備する政策をとっていたから、彼らは戦後のフィリピンとの関係については何も心配していなかった。しかし、もし米軍がフィリピンを対日戦争中に日本から奪還せず、日本降伏後、時間を経過してからフィリピンに到着したとすれば、アメリカは面倒な状況に直面したかもしれない。左翼急進主義が民族主義の代弁者となる可能性はフィリピンにおいても存在していた。アメリカは早くからフィリピンにおける自治を拡大してきたが、アメリカの支持の下に育ってきたフィリピンの指導層は概して旧来の特権的社会階級に属していた。太平洋戦争中、アメリカ軍がフィリピンから退却した時、フィリピン政府幹部は米軍と行動をともしたが、フィリピン指導層の大部分はフィリピンに留まり、その多くは不本意ながら日本の政策への協力者となった。旧来の指導層のなかで抗日レジスタンスに参加した者は少数であったから、武装レジスタンス運動の主導権は左翼グループ（フクバラハップ団³³）の手に握られた。もしフィリピンに権力の空白期間があれば、彼らはその武力によっておそらく最強の勢力となったであろう。実際には、フィリピンは日本降伏前に米軍によって解放されたので、権力の空白は生じなかった。フィリピン政府の再建はアメリカの監督の下に旧来の指導層によって行われたから、フク団はその過程に参加することができなかった。しかしフク団は勢力を温存し、目標を抗日運動から人民解放闘争に切替えて後に武力革命闘争を開始するようになる⁽³³⁾。

フィリピン独立当時、アメリカがフク団をどのように評価していたか明らかではない。しかしアメリカがフィリピン政府の要望に応じてフィリピン軍強化のための援助を行ったことは、国内治安維持のため武力の必要を認識してい

ためであるともみてよいであろう。⁽³⁴⁾

アメリカは戦前からの約束通り、一九四六年七月フィリピンの独立をみとめたが、アメリカは独立後もフィリピンで特別の経済的軍事的権利を保持した。⁽³⁵⁾ アメリカは八年間の自由貿易期間の後、二〇年間の特惠関税を解消し普通関税を適用することにしたが、その代償としてフィリピンにおける投資に関してフィリピン人と同等の権利をアメリカ人のために獲得した。これはアメリカが従来西欧宗主国に対して主張してきた機会均等の原則に反するものであった。國務省はこのような特権を自ら獲得すれば、他の国に対して機会均等を要求出来なくなると反対したが、国内の政治事情からそれをやめさせることができなかった。⁽³⁶⁾

アメリカはまた軍事基地使用について広汎な権利を得た。太平洋地域において支配的な軍事的地位を確保することを目的としていたアメリカが、フィリピンに軍事基地を保持しようとしたのは当然であった。ただし、当時軍部はフィリピンの基地をアメリカの戦略上不可欠のものともみなしてはいなかったように思われる。ドワイト・D・アイゼンハワー陸軍参謀総長は、フィリピンの軍事的重要性は両国の将来の友好関係ほどアメリカの国家利益に占める比重は大きくないという意見であった。彼は米陸軍のフィリピン長期駐留はフィリピン政府の明白な希望に基づくものでないかぎり価値がないと語り、陸軍が大幅な兵力縮小を迫られている折から、フィリピンからの撤兵が望ましく、フィリピン政府の要望ある場合にのみ若干の兵力を残すことを進言した。チェスター・ニミッツ海軍作戦部長はフィリピンの海軍基地はすでに縮小されているので、その防衛のために陸軍の駐留は不必要であると考えていた。⁽³⁷⁾ フィリピン政府は米軍関係者に基地外で治外法権を与えることに難色を示したが、米軍の駐留そのものは望んでおり、その撤退を求める考えはなかった。⁽³⁸⁾

フィリピン人の立場からすればアメリカのフィリピン政策にはさまざまな不満があり、また宗主国に対する自然な

反発感情があった。しかしフィリピンの指導層はフィリピンが経済復興のためにも安全保持のためにも、また国内の革命勢力に対抗するためにも、アメリカの援助に依存しなければならぬことを認めていたから、アメリカと密接な関係を保持しようとした。それゆえ、アメリカ人は米比関係については、西洋諸国がアジア人のナショナリズムに適応しつつ、アジアとの友好関係を保持し、アジアにおける長期的利益を守るべきだというアメリカの主張を、自ら成功裡に実践したと考えることができた。しかしアメリカの統治はフィリピンのエリート層と結びつくことで、著しい階級較差と貧困の問題を独立後に遺したので、フク団のゲリラ活動は活発化し、一九五〇年には、アメリカにとってもフク団対策は重大関心事となるのである。⁽³⁹⁾

イギリスもアジアの植民地におけるナショナリズムと対決することを避け、現実的に対応しつつあった。むしろイギリスが戦後いち早く円満にインド、パキスタン、ビルマ、セイロンを独立させる準備を進め、それを一九四八年に実現したために、アメリカがフィリピン独立に従来期待していた「アジアにおける模範」としての先駆的意義は薄れてしまった。アメリカはインドが独立すると特にインドをアジアのスポークスマンとして重視するようになり、アメリカの政策を進める上でインドのネルー首相の支持を得ようとした。⁽⁴⁰⁾

イギリスは労働党政権の下で、植民地諸民族の強い独立への意志に応え、また「帝国の負担」より「国内の福祉」を求める世論に従って、右記の国々の円満独立を認める政策をとった。しかし東南アジアのフランスとオランダの植民地では宗主国と民族主義者との間に武力抗争が続いた。アメリカは戦後これらの武力抗争に対して戦後の数年間どのような態度をとったであろうか。

アメリカは終戦当時フランスやオランダのインドシナやインドネシアに対する主権回復を認めてはいたが、主権回復についてとくに協力することはしないという態度をとった。またこれら宗主国と植民地との関係の調整についても

積極的に関与しようとはしなかった。⁽⁴¹⁾戦後一九四七年半ばまでアメリカはインドネシア問題では目立った役割は果たさなかった。その間インドネシア問題に関り合ったのは、英連邦軍がこの地域の日本軍の降伏受理と送還の責任を負ったという関係から、主としてイギリスであった。一九四七年三月にはイギリスのキルラン卿の尽力もあってオランダとインドネシア共和国との間に協定が成立した。これによると、スカルノを指導者とする共和国は四九年までにインドネシア連邦の一部となり、インドネシア連邦はオランダとむすびつきを持つインドネシア・コモンウェルズのメンバーとなることになっていた。しかしこれは不明確な点の多いあいまいな合意であったから、その実施をめぐってまもなく抗争が生じ、オランダは四七年七月インドシナ共和国に対し「警察行動」を開始した。⁽⁴²⁾この時からアメリカのインドネシア問題に対する行動は、問題が安全保障理事会にもち出されたこともあって、にわかに活発化した。

インドネシアの紛争が長びくことは、あらゆる観点からみて、アメリカの利益に反した。オランダが長い戦争を続けることは、オランダの、そして西欧全体の経済復興の妨げになる。この紛争はインドネシア民族主義者を反西側の立場に追い込むのみならず、広くアジアに反西側の感情を強めることになり、共産主義勢力を利用することになる。このような判断に立ってワシントンはインドネシア紛争の早期解決を求めた。⁽⁴³⁾

アメリカは安全保障理事会の停戦要請を支持し、紛争解決のための委員会にベルギー、オーストリアとともにメンバーを送り、解決の実現に努力した。しかし両当事者間の合意は成立せず、四八年一二月にオランダは再び「警察行動」を開始し、共和国の首都ジョクジャカルタを占領し、スカルノ、ハッタら共和国の幹部を逮捕するなど、共和国に対する武力による制圧政策をとった。紛争の平和的解決を求めてきたアメリカはオランダの行動に甚だしく失望し、オランダ政府に強い圧力をかけるとともに、安全保障理事会においてもオランダの政策転換を促すために指導力を発揮した。安全保障理事会はオランダに対し停戦、逮捕者の釈放、インドネシア連邦への主権移転の日程の作成を求め、

国連インドネシア委員会を現地に送って紛争解決に介入した。その結果、四九年八月に停戦が実現し、続いてハーグで開かれた円卓会議でインドネシア独立についての協定がまとまり、一月に調印された。インドネシア共和国はインドネシアの他の部分と共にインドネシア連邦共和国を形成して独立し、連邦共和国はオランダとの間でオランダ—インドネシア連合を構成することになった。⁽⁴⁴⁾

一九四八年一二月にオランダが第二次警察行動を開始するまでには、アメリカの政府も世論もインドネシア共和国の指導者に好意的になっていた。一九四八年九月にインドネシア共産党の反乱をスカルノとハッタがたちまちにして鎮圧したことはアメリカに好感を与えた。ワシントンは共和国の指導者たちは有力な反共ナシヨナリストであり、彼らを盛りたてていくことが最善の策であることを確信した。中国の内戦で共産軍が勝利を得つつあり、ヴェトナムでは強力な民族主義運動が共産主義者に指導されていた当時の状況の中では、西側にとってインドネシアの反共ナシヨナリストたちの独立への願望をかなえ、彼らと友好的関係を保つことがとりわけ重要だとワシントンでは考えられた。それゆえアメリカはオランダに対し政策変更を強く迫ったのである。⁽⁴⁵⁾

一方、インドシナ紛争に対してはアメリカは一九五〇年まで消極的な態度をとりつづけた。宗主国としてのフランスの復帰はカンボジアとラオスでは抵抗を受けることなく迎え入れられ、いずれもインドシナ連邦およびフランス連合の一員として自治を行うことに同意した。カンボジア人とラオス人はともにヴェトナム人を恐れていたので、フランスに依存しようとしたのである。一方、ヴェトナムではフランスは強力な民族主義運動の抵抗にあった。フランスとホー・チミンを指導者とする民主共和国とは、一九四六年三月フランスがホーの民主共和国をインドシナ連邦およびフランス連合における「自由国」として独自の政府、議会、軍隊を保持することを認める代わりに、民主共和国がフランス軍の北部ヴェトナムへの進駐を認めることで一応合意し一九四六年三月紛争は一時収束した。しかしその協

定ではヴェトナムの自治の内容やコーチシナのヴェトナムへの統合については明確な取り決めがなかった。従来保護領ではなくフランスの直轄植民地であったコーチシナについて、ヴェトナム民主共和国への合併か別個に自治を行うかについて、人民投票で決定することになっていたにもかかわらず、フランスが同年四月コーチシナ臨時政府を樹立したことから、両者の関係は悪化した。九月には一旦暫定協定が成立したが、平和は長くは続かず、四六年末には武力抗争が始まり、長期戦争に発展した。⁽⁴⁶⁾

アメリカはフランスが植民地主義を温存するために戦争を続けることを望まなかった。ジョージ・C・マーシャル國務長官は一九四七年二月駐仏大使に対して、フランスが現在のような戦争を続ければ国際的批判を免れないから「寛大と和解」の精神をもって紛争を解決することをフランス政府に要望するように命じた。⁽⁴⁷⁾ さらに五月には再び大使に訓電し、フランスの行動が独立しつつあるアジア諸国民の間に強い反発を呼んでいること、アジア諸国民は一致してヴェトナム側を支持していること、アジアにはすでに反西洋的なアジア主義の兆候が見られること、このような状況は共産主義勢力に利用されること、これはフランス一国のみならずアメリカを含めた西側全体の利益がかけられる問題であることなどを訴えて、フランス政府に紛争の早期実現を促すよう指示した。⁽⁴⁸⁾

マーシャルは「ホーが共産主義との直接のつながりをもって」ことを知っており、植民地支配が、「モスクワ仕込みの哲学とモスクワに統制された政治組織にとって代わられる」ことを望まなかったが、フランスがホー・チミンと戦い続けることには反対であった。⁽⁴⁹⁾ 当時ホー・チミンはフランス国民に対する友愛を表明し、フランス連合の中のヴェトナムの独立と統一とのために交渉することをフランス政府に呼び掛けている。⁽⁵⁰⁾ それゆえ、マーシャルはフランスとしてはこの申し入れを無視して武力行使を続けるべきではなく、今もしフランスがホー・チミンの民族主義的な要求にすみやかに実質的な譲歩をすれば、フランスは反仏的ないしは反西欧的感情がアジアに広がることを防ぎ、

またヴェトナム内部でも政治的、経済的、文化的な影響力を保つことが可能だと考えたのであろう。

しかしアメリカ政府はフランス・ヴェトナム紛争においては調停のためは積極的に行動しなかった。それは一つにはフランスの国内事情への考慮からであった。フランス政府に対してホー・チミンに譲歩せよという強い圧力をかければ、大國としてのフランスの自尊心を傷付け、フランスに反米的気分が強まるであろうし、政府がアメリカの要求を受け入れたとしても政権維持が困難となり、親ソの左翼が政権を握るおそれがあると思われた。アメリカの政策がヨーロッパ第一主義をとっており、西欧の経済復興と政治的安定を促進することがアメリカの対外政策の第一の目標になりつつあった時であったから、西欧の主要な国であるフランスに反共的政権を維持し、それと友好関係を結んでいくことが、きわめて重視されたのである。「われわれの欧州における目的の達成を助けるために、友好的なフランス政府を権力の座にとどめておくという……この切迫したきわめて重要な利益が結局インドシナにおけるわれわれの目的達成を目指す行動的な措置に優先することになった」と一九四八年九月の國務省のポリシー・ステートメントは述べている。⁽¹⁾

アメリカの政策が消極的だった第二の理由は、インドシナの場合とは異なり、ヴェトナムには、アメリカが支持すべき適当な民族主義勢力が見いだせないからであった。共産主義者ホー・チミンはアメリカにとって望ましい指導者ではなかった。フランスに対してヴェトナム民族主義の尊重を求めても、民族主義の好ましい担い手がないというアメリカのディレンマがあった。

大戦末期から戦後にかけて、ホー・チミンは親米的態度を示した。戦争中OSS（戦略サービス局、CIAの前身）の協力を得たことに加えて、アメリカの反植民地主義的伝統とローズヴェルト大統領の戦後構想についての発言とを評価していた彼は、アメリカがヴェトナムの独立を支持してくれることを期待していた。ヴェトナム共和国の独立宣

言はアメリカ独立宣言の文言を取り入れ、またそれに言及していた。フランスに対する対抗力として彼が利用しようとしたのはソ連よりもむしろアメリカであった。彼は彼と会ったOSSのメンバー、外交官、ジャーナリストにはつねにアメリカへの敬意と友好を表明し、一九四五年一〇月にはヴェトナムアメリカ友好協会を設立した。彼にアメリカがヴェトナム民族主義を支持して紛争解決に介入するよう、くり返し要請した。彼はアメリカが共産主義者を歓迎しないことを知っていたから、アメリカ人に対しては自分が民族主義者であることを強調し、時には共産主義者であることを否定した。⁽⁵²⁾

このようなホー・チミンの態度からして、アメリカが彼に大胆に接近すれば、西側とソ連との対立において、彼に中立的な立場をとらせることができたかもしれない。しかしそのような可能性をアメリカは追及しなかった。ホー・チミンの目立った親米的態度にもかかわらず、国務省は彼の「国際共産主義の活動家としての経歴」を重視していた。彼はモスクワと直結していないとしても、毛沢東よりもモスクワとの関係が深いと思われる。⁽⁵³⁾とにかく、共産主義者がヴェトナムを支配することはアメリカとしては、できる限り避けたいことであった。マーシャルが一九四七年にフランスがヴェトナム勢力と交渉することを望んだとしても、それはヴェトナムの民族的願望に適当な譲歩をすれば、ヴェトナムに対するフランスの影響力が存続し、ヴェトナム民族主義を共産主義との結び付きを制約できると考えたからである。フランスがホー・チミンと交渉し譲歩することが最も現実的だと国務省が考えたとしても、そのような政策を提唱することは、国内に反共産主義の気分が高まっている際には、国内的にも次第に困難になった。ヨーロッパ政策に対する国民の支持を調達するために、反共ムードを利用したトルーマン政権はアジアにおいてそれに逆らうような政策はとれなかった。一九四八年九月のインドシナに関する国務省のポリシー・ステートメントは「ホー・チミンがおそらく今ヴェトナム人のかなりの過半数の支持を得ていると思われるにもかかわらず、彼の共産主義

者としての経歴と彼の政府要人の多くの共産主義者としての背景とのゆえに、われわれはフランス側にホー・チミンと交渉するよう強く勧告してこなかった」と述べている⁽⁵⁴⁾。

フランスにヴェトナム民族主義に譲歩することを求めつつ、しかし共産主義者に指導された民族主義は支持できないというディレンマのゆえに、アメリカ政府はフランスのバオ・ダイ帝擁立工作に多大の疑念をもちながらも、バオ・ダイ政権を支持する方向に傾いていくことになった。一九四七年五月にマーシャルはバオ・ダイ擁立の動きについて、かいらい政権をたてることは無益であるとして、同情を示していなかった⁽⁵⁵⁾。四八年六月、フランスの高等弁務官エミール・ポラエールはバオ・ダイとの間で、ヴェトナムの「独立」を約束し、コーチシナをヴェトナムに含めることを認める協定(ベ・ダロン協定)に合意した⁽⁵⁶⁾。やがてアメリカ政府はフランスがバオ・ダイに対してヴェトナムの独立と統一を約束するならば、彼の政権が反共産主義のナシヨナリズムを代表する政権に発展する可能性があると考えられるようになった。四八年七月には、マーシャル国務長官は、フランス政府がベ・ダロン協定を正式に承認すれば、国務省はそれを紛争解決と民族的願望の実現とに向かう前向きな措置として、公式に支持する用意があることをフランス政府に伝えてもよいと大使に訓電していた⁽⁵⁷⁾。そして四九年になると、アメリカのヴェトナム政策は中国内戦における中共軍の勝利に影響され、バオ・ダイ支持へと向かうのである。

三 東南アジア冷戦政策の始まり

一九四九年の間に中国国民政府の軍事的崩壊は加速度的に進み、その年の終わりまでには中国本土は共産党政権の支配下に入った。アメリカ政府は従来から国民政府に限られた援助を与えていたが、国共内戦には静観の方針をとり、

国民政府軍の敗北を防ぐために介入することはしなかった。トルーマン政権はギリシャ・トルコ援助に関連してトルーマン・ドクトリンを表明し、それ以後の欧州政策の推進にこのドクトリンを援用してきたが、それを中国の国共対立に適用する考えはなかった。

中国が共産主義化することはアメリカにとって望ましいことではないが、マーシャルが一九四八年に議会で証言したように、「中国は予測される将来、一流の軍事力をもつ国になるために必要な原料と工業力とをもっていないし、……中国に十分な安定と秩序がもたらされるといふ見込みがない」から、「軍事的にも経済的にも共産主義の脅威に適切に対処できる十分な可能性をもつ重要な工業地帯におけるわれわれの力を弱めてまで、現在の中国政府がくり返す失敗の尻拭いをするために経済力と軍事力を注ぎ込むことはできない」のであった。⁽⁵⁸⁾ここでいう「重要な工業地帯」とは西欧のことであり、それはソ連に奪われてはならない最も重要な地域であった。国務省は中国における共産軍の勝利が明白になってからは、中国の新しい支配者との敵対を避けつつ、中ソ間の対立の発展と中共のチトー化の可能性を探るのが得策であると考えた。⁽⁵⁹⁾しかし、一九五〇年二月の中ソ同盟の締結は、当面そのような可能性を期待できないことを示したのである。

アメリカ政府は台湾の軍事的重要性を認めていたが、中共軍による台湾占領を防ぐために目立った行動をとるべきではないと考えた。それは北京政権との敵対を避けるためであるとともに、またアジアの他の国々から「帝国主義」という批判を受け、ソ連の「帝国主義」を非難してアジア諸国民に訴えることができなくなるという恐れからであった。⁽⁶⁰⁾

中国における共産軍の予想外に速い勝利はアメリカ政府にアジア政策の立て直しを促した。トルーマン政権は中国の共産主義化を防ぐことは断念したとしても、それ以上共産主義勢力がアジアで広がることを黙視することはできな

かった。一九四九年のいくつかの國務省文書が述べていたように、アジア大陸あるいは東南アジア地域における共産主義支配のこれ以上の拡大を許容しないということがアメリカの政策の基本目的であった。⁽⁶¹⁾

一九四九年の間に国家安全保障會議（以下NSCと略記）はアジアの新情勢に対処するアメリカの政策を検討し、二つの文書、すなわちNSC 48/1、48/2をまとめた。当時インドシナにおけるヴェトナム（ホー・チミンを指導者とする左翼民族革命運動）の闘争の外、フィリピン、マラヤその他東南アジア各地で武装左翼の闘争が展開されていた。NSC 48/1は「東南アジアがクレムリンに指揮された計画的な攻勢の目標になっていることは明白」であるとみなした。クレムリンの狙いは東南アジアの資源と交通路を手中に収め、それをアメリカが利用できないようにすることにあるとともに、東南アジア共産主義化が世界政治に及ぼす政治的影響にとみられた。その文書は「中国の共産主義化はわれわれにとって深刻な政治的敗北である。もし東南アジアが共産主義化すれば、われわれは全世界に影響を与える大きな敗北を喫することになる」ことを認め、アメリカとしては植民地主義対民族主義の対立を調整して東南アジアの政治的安定を強化し、共産主義に対する抵抗力を持たせることが必要であると述べていた。⁽⁶²⁾

従来アメリカはフィリピン以外、東南アジアを対象とした援助計画をもっていなかったが、今やポイント・フォアにもとづく経済技術援助のみならず、適切かつ必要であると思われる国に対しては、相互防衛援助法による軍事援助の供与を促進しようとするようになった。一九五〇年三月から四月にかけてアレン・グリフィンを団長とする使節団が東南アジア諸国を歴訪し、それぞれの実状を調査した。グリフィンが東南アジア諸国に対して六〇〇〇万ドルという比較的小規模の経済技術援助を早急に与えることを勧告したが、彼はまたインドシナに関しては軍事援助の必要も勧告した。またフィリピンにはベル使節団が派遣され、フィリピン政府の直面する諸問題を分析するとともに、アメリカがとるべき援助政策について勧告した。一方、一九五〇年四月統合参謀本部はインドシナ、タイ、ビルマ、イン

ドネシア、フィリピンに対する軍事援助計画の促進を勧告した。⁽⁶⁵⁾

東南アジアの中で、共産主義化の危険が切迫していると思われるのは、もちろんインドシナであった。けれども、フィリピンでもフク団（人民解放軍）が勢力を伸ばして、ルソン島では辺地に留まらず、マニラ付近までゲリラ活動を拡げていたので、旧宗主国であり、フィリピンに戦略的に重要な基地をもつアメリカにとって大きな関心事となっていた。アチソンが後に述べる一九五〇年一月の演説で語ったようにフィリピンはアメリカの太平洋防衛線の一翼であり、彼が六月一日の大統領演説で文書に記したように「フィリピンが安定し反共産主義・親米の立場をとる」ことにはアメリカの重大な利益がかかっていた。國務省はヴェトナム・ナショナルリズムに対するフランスの対応に不満であったのと同じく、フィリピンではキリノ政権の国内改革への消極性に不満を感じていた。「フィリピンの政治経済情勢は急速に悪化を続けてきた」とみられていた。しかしフィリピン政府に過度の圧力をかけることはフィリピン支配層の自尊心を傷つけ、反撥を招くことも恐れられた。國務省はキリノ政権がアメリカはどの道援助せざるを得ないと考えていると感じ、援助の増大には改革への着手が前提条件であることを強調して、キリノ政権への圧力を強めた。アメリカ政府は五〇年一月のNSC 84/2によれば、軍事面ではフィリピン政府軍はフク団を制圧する十分な力をもっていると考えており、共産主義化の危険がそれほど切迫しているとはみていなかった。やはり「インドシナが共産側からの最も集中的で強固な圧力の焦点」であるように見えたのである。⁽⁶⁴⁾

インドシナは東南アジアの中の要の位置を占めていた。「共産主義者が支配する政府がインドシナを支配すれば、タイ、ビルマも同じ運命に陥り、東南アジアの均衡は重大な危機に陥る」と國務省が国家安全保障会議（NSC）に五〇年二月二七日に提出したインドシナ政策に関する報告書は述べている。⁽⁶⁵⁾

一九四九年に中国内戦における共産軍の勝利が明白になるにつれて、インドシナにおけるヴェトミンの立場が有利

になることが予想された。中共の勝利はヴェトミンを精神的に元気づけるのみならず、武器の提供などヴェトミンに対する援助がなされると思われたからである。アメリカ政府としては、中国における共産軍の成功に加えて、ヴェトナムにおける共産主義者の勝利を許すことはできなかった。それゆえ、中国内戦に対する静観的態度とは異なり、ワシントンのヴェトナム紛争に対する政策はにわかに活発化するのである。

一九四九年三月、フランス政府とバオ・ダイによって、いわゆるエリゼ協定（三月協定）が調印され、フランスはこれによって、コーチシナがヴェトナムの一部であることを再確認し、ヴェトナムがフランス連合の枠内での独立国として、限られた外交権をもち、いくつかの国と外交使節を交換することを認めた。六月にはバオ・ダイを元首とし、サイゴンを首都とするヴェトナム国が発足した。⁽⁶⁾

三月協定はアメリカにとって満足すべきものではなかった。同年五月、国務省内で三月協定が検討された時、東南アジア課のメンバーは、三月協定ではフランスがヴェトナムの対外関係をほとんど完全に掌握しており、ヴェトナム軍の指揮もフランスの軍人がもつのであるからヴェトナムの民族主義者たちを魅きつける見込みはないし、バオ・ダイ政権設立の試みが成功する見込みもないと指摘した。西欧課のメンバーは今フランスに三月協定以上の譲歩は無理であるとして、あまりに強い圧力をかけることはフランスを硬化させるだけだと主張した。⁽⁶⁾

数日後、アチソン国務長官は国務省の立場を次のようにサイゴンの総領事に説明した。「宗主国が植民地の独立運動を制圧できない時には、宗主国としては、その地域に影響力を残そうとするなら、植民地側が自発的に受け入れる条件で特別の結び付きを保持する以外に途はなく、外交を支配したり、軍隊を指揮する権限の保持を条件として自治を認める方式は成功したり、長続きしたりできないであろう」と彼はフランスのやり方を批判した。けれども国務省としてはフランスが今これ以上譲歩するとは思われず、また圧力をかけても失敗に終わると思うので、フランスが三

月協定における自らの義務を「建設的な雰囲気を作り出され、同時にヴェトナムの民族主義者たちが中国からの脅威の真の性格を理解し、バオ・ダイと協力しようとするような寛大さと速さをもって」履行することが國務省の希望であると述べ、フランスがこの協定はヴェトナムの地位を恒久的に定めたものではなく、まもなく一層の進展がある出発点であることを明らかにすれば、民族主義者たちを共産主義者から切り離してバオ・ダイ政権の支持者にできる可能性があると主張した。しかしフランスが「あまりに少ないものをあまりに遅く」提供しようとしているのであれば、「國務省はアジアに残存するアメリカの威信を犠牲にしてまで、三月協定を支持することにより、フランスの政策の欠陥を補うつもりはない」と語り、今のところ単独で目立った行動はとらないと述べた。⁽⁶⁸⁾

しかし彼は「適当な時期、適当な状況の下で」バオ・ダイ政権を承認することを考えていた。⁽⁶⁹⁾六月二一日に國務省は大統領の同意を得て、バオ・ダイを元首とするヴェトナム国の成立を歓迎する声明を発表し、バオ・ダイ支持に公然とコミットした。⁽⁷⁰⁾従来アメリカ帝国主義非難を控えていたホー・チミンもこの頃から対米批判を盛んにおこなうようになった。⁽⁷¹⁾

かつてトルーマン政権は中国において連合政権を試みたことがあったが、ヴェトナムでホー・チミンを含めた連合政権を創るといふ考えはもっていなかった。アチソンは五月二〇日ハノイ駐在領事館あての電報で、東欧の例からみて、共産主義者との連合政権は結局彼らに乗っ取られてしまうから支持すべきものではないと述べ、「ホーが共産主義者であると同様に民族主義者であるかどうかは関係のない問題」であり、植民地の共産主義者は独立を達成すればクレムリンに従属するであろうと論じた。彼はユーゴのように共産主義者の政権が独立性を保持するという例外があることを認めたが、ユーゴ的な可能性に賭ける方策は、「その地域をクレムリンの支配から守るためのすべての方策が失敗した後にのみ、試みることができるものである」と彼は述べた。⁽⁷²⁾同年九月極東局長のW・W・バターウォース

がイギリスのエスラー・デニングに語ったように、「バオ・ダイ政権に満足しているわけではないが、他に受け入れてもよい代わりのものがないので、アメリカもイギリスもバオ・ダイ政権樹立の実験の推進を促さざるをえない」のであった。⁽⁷³⁾

一九五〇年二月、フランスの国会が三月協定を承認した時、アメリカはイギリスとともにインドシナ三国の政府を承認した。同じ二月、ジェサップ移動大使を中心にバンコックでアジア公館長会議が開かれ、他の東南アジア諸国に対する援助が議論された時、ヴェトナムへの援助に関して意見が対立した。バターウォースは、バオ・ダイは近隣アジア諸国からかいらいとみなされると述べ、フランスがヴェトナムを完全な独立国にすることについて明確な立場をとらぬ限り、アメリカが援助しても無益であると主張した。彼によれば、ヴェトナムでバオ・ダイの成功をもたらすために「欠けている環」はアメリカの援助ではなくて、ヴェトナムを独立国にするためのフランスの行動であった。⁽⁷⁴⁾ 即時援助論者と対立したバターウォースがまもなく極東局長の地位を失い、ディーン・ラスクが極東担当國務次官補に就任したことは、アメリカの政策の進路を示すものであった。トルーマンは五月一日、インドシナに対する一〇〇万ドルの軍事援助を認めた。また同月下旬には國務省はインドシナ三国に経済援助代表部を置くことを約束し、さきに派遣したグリーンフィン使節団の勧告を実施することを表明した。⁽⁷⁵⁾

アメリカ政府指導者は中国における経験から、国民の支持をうけていない政府は、ある程度援助を与えても共産主義者に対抗できないことを知っていた。彼らはバオ・ダイ政権がヴェトナム人民の十分な支持を得られるようになるかどうかについて少なからぬ疑問を抱いていた。⁽⁷⁶⁾ しかし、共産主義者の勝利をこれ以上黙認できないという立場から、彼らはバオ・ダイ政権のでこ入れに努めることになったのである。

トルーマン政権は中国の内戦に対しては、冷戦の論理を適用して中共を敵視することを避けてきたが、今やヴェト

ナム紛争に対しては共産主義化の阻止という冷戦の論理を適用し始めた。アチソン自身、アメリカは武装した少数勢力や外部からの圧力による破壊活動と戦っている自由な諸国民を助けねばならないというトルーマン・ドクトリンを援用した。⁽⁷⁷⁾ アメリカ政府のスポークスマンは一九四八年まではホー・チミンを公然と攻撃しなかったが、今やソ連と人民中国から承認されたホー・チミン政権を「モスクワに支持された共産主義者」と決め付けるようになった。インド駐在大使ロイ・ヘンダーソンは一九五〇年三月にホー・チミンは「モスクワ仕込みの共産主義者」であり彼の政権は外国に従属しているとインド人に訴えた。⁽⁷⁸⁾

一九五〇年一月一二日アチソン国務長官はナショナル・プレス・クラブで、アメリカのアジア政策がナショナルリズムを尊重すべきことを強調する演説を行ったが、そのなかでアメリカの太平洋における防衛線はアリュシャン―日本―沖縄―フィリピンの線であると述べた。⁽⁷⁹⁾ そのため彼は後に朝鮮を防衛線の外に置いたことで朝鮮戦争を招来したと非難された。この線をアメリカのミニマムの戦略防衛線とみなすことは前年末にNSC 48/1で承認された政府の方針であった。これらの諸島は攻撃および防衛のための第一線基地として重視された。⁽⁸⁰⁾ 米ソの対立の激化と中国の共産主義化によって、これら島嶼における基地の重要性はいちじるしく高まったのである。アチソンはこの演説で、この防衛線の外の地域については関知しないと語ったわけではない。それらの地域に対する侵略にはまずそれぞれの地域の人民が戦うべきであり、国連の介入を求めるべきであると述べたのである。韓国や東南アジア諸国など中国の外辺に位置する国々に軍事援助を与え自衛力を強化させるのが当時のアメリカの政策であった。朝鮮戦争における北からの攻撃は、アメリカが韓国と相互防衛援助協定を結び、沖縄の基地を強化し始め、日本を同盟国として再建しようとしていることなどに対応して、先に既成事実を作ろうという狙いをもって始まったものであろう。

朝鮮戦争における北からの侵攻に対して、アメリカ政府は敏速に対応し、国連の支持を得て、海空軍のみならず陸

軍をもって戦争に介入した。アメリカ政府は従来朝鮮半島の戦略的価値をそれほど重視していなかったが、公然たる侵略を黙視すれば、アメリカの威信にかかわると思われたし、また「中国喪失」を非難されている国内でも權威を失墜することは明らかであったから、大統領は直ちに米軍を送って侵略を阻止しようとしたのである。アメリカの対応は朝鮮半島に対するものとどまらなかった。トルーマンは第七艦隊による台湾海峡の「中立化」、フィリピン駐留軍の強化と軍事援助の強化、インドシナにおけるフランスおよびフランス連合三国の軍に対する援助の促進を同時に支持した。⁽⁸¹⁾ 国務省のみるところでは「共産主義は朝鮮、インドシナ、ビルマ、フィリピン、インドネシアおよびマラヤを当面の攻撃目標とし、ホンコン、インドネシア、タイ、インド、日本を次の目標にしている」のであった。⁽⁸²⁾ アジア地域の共産主義者の武力活動はいずれも連動しているものとみなされた。したがって、インドシナのフランス軍は朝鮮における国連軍と同じく、国際共産主義の侵略と戦っているものであった。フランスの軍事行動に対するこのような評価は、アメリカ政府のスポークスマンによって、繰り返し表明されるのである。⁽⁸³⁾ 国務省内には、ヴェトナム情勢は全く希望のないものであるから、アメリカはこれ以上深入りすべきではないというケナンの意見もあったが、そうした意見は顧みられなかった。

一九五〇年秋、国連軍が朝鮮半島北部を制圧しようとした時、中国の軍事介入が始まり、国連軍は急速な退却を余儀なくされた。アメリカの指導者たちは、北京政権はこの軍事介入によってソ連の政策の代行者であることが明白になったと考えた。その年の一二月、イギリスのアトリー首相がワシントンを訪れ、対策の協議が行われた。彼はアメリカがアジアの戦線を拡大して大きな戦争にすることを恐れていた。トルーマン政権は北京政権を宥和する政策には強く反対したが、戦争を朝鮮半島から外に拡大する考えはなかった。⁽⁸⁵⁾ ヨーロッパにおけるアメリカの軍事力を弱めてまで、アジアでの戦争に深入りすることはワシントンの方針ではなかった。朝鮮戦争を限定戦争として戦い、やむを

えない場合は韓国を放棄して撤退する方針であった。しかし韓国の放棄はできれば避けたいことであった。日本やフィリピンに与える衝撃は大きく、またインドシナではフランスが戦意を喪失するかもしれないと思われたからである。⁽⁸⁶⁾ アメリカにとって幸いなことに、一九五一年になるとまもなく国連軍は攻勢に転じ四月までには三八度線付近まで戦線を押戻した。アメリカは再び北に侵攻する意図はなく、現状に基づく休戦を受け入れる方針をとった。

朝鮮戦争が小康状態にあった一九五一年九月、サフランシスコで対日講和会議が開かれ、対日講和条約が多数の国によって調印された。アメリカは戦後まもなく日本の無力化政策を改め、アジアにおける工業国日本を有力な友邦として再建し、アジアの安定に役立てる方針に転換した。日本は西欧とともにアメリカがソ連に渡してはならぬ重要な国となった。アメリカは東南アジアの重要性を日本と結び付けて考えた。日本は従来、中国を主な貿易相手としていたから、経済的必要から中国に接近する可能性がある。⁽⁸⁷⁾ それを防ぐには日本が中国に代わる原料供給地や製品の市場を持たねばならない。もし東南アジアが共産主義化すれば、日本も経済的理由によって共産圏に引き入れられるであろう。そうした観点からも、東南アジアの共産主義化はアメリカの利益にとって重大な打撃であると思われた。⁽⁸⁸⁾

一九五四年四月初め、アイゼンハワー大統領やニクソン副大統領がインドシナへの軍事介入について国民の反応を打診した時、彼らはドミノの末端に日本を置き、インドシナの喪失は日本の喪失につながると述べたが、こうした考え方は一九五二年二月のNSCのスタッフ・スタディ⁽⁸⁹⁾(NSC124)や同年六月のNSCのポリシー・ステートメント⁽⁹⁰⁾(NSC124/2)などに明白にあらわれていた。

日本を有力な友邦として再建しようとするアメリカは、日本の経済力や軍事力に条約上の制限を課す考えはなく、日本から賠償をとりたてることにも反対であった。⁽⁹¹⁾ しかしこのような考え方は他の国々から少なからぬ反対に遭った。イギリスはその主張に固執しなかったが、日本をアジア市場における競争者として意識していたので、日本の貿易に

何らかの制限を課すことを望んでいた。⁽⁹²⁾ フィリピンや南太平洋の英連邦諸国は日本の軍事的再起を恐れていた。この問題はアメリカがフィリピンとの間に、またオーストラリア、ニュージーランド両国とともに、それぞれ安全保障のため条約を結ぶことで解決した。しかしアメリカの構想が最も強い反対を受けたのは、賠償問題に關してであった。戦争で大きな被害を受けたフィリピンをはじめインドネシア、ビルマなどの東南アジアの国々は日本からの賠償の取り立てを強く主張した。そのため、アメリカ側も講和条約に製品や役務による賠償支払いについての条項を入れて、これらの国々の不満を宥めるとともに、日本と東南アジア諸国との間で賠償問題が円満に解決するよう働き掛けたのである。⁽⁹³⁾

朝鮮戦争に大きな動きがなくなるとともに、一方では、中国が今度はインドシナに力を入れるのではないかという不安が抱かれ、米英仏各政府の間で対策が検討されるようになった。ヴェトナムに対する中国の援助の増大はアメリカのフランス連合側への援助の増大で対処できるとしても、中国の直接介入にはアメリカもまた直接介入によって応える必要があると思われた。しかしアメリカには地上兵力の余裕がなく、手持ちの地上兵力をインドシナに注ぎ込むわけにはいかないから、アメリカの介入は海空軍によって行うべきだと考えられた。⁽⁹⁴⁾ トルーマン政権には朝鮮戦争型の戦争をインドシナで戦う意志はなかった。「インドシナをインドシナで防衛しようとするのはむだであり誤りであることは確かだ」とアチソンは語った。アメリカが介入するとすれば、アメリカは中国に打撃を与える地点を攻撃するか中国沿岸で貿易封鎖を行うなどの手段をとるべきだと彼は考えた。⁽⁹⁵⁾ これは朝鮮戦争の戦況が不利になった時、マッカーサー元帥が主張し、政府が採用しなかった方策に似ていた。ちなみにトルーマン政権も朝鮮戦線で再び危機が訪れる場合には、これらの方策や国民政府軍の活用をもって対抗することを考慮していたのである。⁽⁹⁶⁾ 中国の介入を防止するためにアメリカがイギリス、英連邦諸国、フランスと共同で北京政権に警告することも検討された。中国軍の

インドシナ進攻に対抗する米軍の介入は、できれば国連の支持、そうでなくてもできるだけ多数の国の支持をうけた国際的行動への協力という形で行われなければならないと政府は考えていた。⁽⁹⁷⁾ トルーマン政権内で議論されたこのような対応策は、一九五四年のインドシナ危機に対するアイゼンハワー政権の対応を予想させるものがいくつも含まれていた。ただし中国からの直接介入がない場合でも、米軍がヴェトナム軍や中国領内の補給基地に対して軍事行動をとるか否かは、まだ問題にされていなかった。それはともかく、このようなトルーマン政権の東南アジア政策は、この地域の戦略的意義の認識においても、必要な場合の軍事力の行使の仕方についての考えにしても、アイゼンハワー政権に引継がれていったと言ってよいであろう。

朝鮮戦争中、アメリカはフィリピン情勢に関心を払い、フク団抑圧のための軍事・経済援助を増やした。主として同国の国内情勢への対策として、フィリピンに米地上部隊を配備することも検討された。しかし一九五一年夏までには、アメリカ政府はフィリピン政府によるフク団抑圧を樂觀視するようになった。また有能で大衆の人気を得られる指導者として、国防相を務めたマグサイサイの力量に注目し始めた。⁽⁹⁸⁾ それゆえ、トルーマン政権末期には、アメリカの東南アジア政策の焦点は、ますますインドシナ、とくにヴェトナムに向けられたのである。

一九五二年一二月、一五〇人の米空軍航空整備員のヴェトナムへの派遣を求めたフランスの要請に応じて、アメリカ政府は二五人ないし三〇人の空軍整備員をヴェトナムのフランス空軍機整備のために派遣することを承認した。⁽⁹⁹⁾ これら米軍人はインドシナ戦争に関連する軍事行動への最初の参加者であった。その後のアメリカの軍事介入の経緯をみる時、これはまことに小規模ではあるが、直接介入への第一歩として重要な意味をもっているといえよう。

むすび

第二次大戦末期以来、アメリカの東南アジア政策は——また南アジア政策も——、これら地域が円満な独立への漸進的な道をたどることを期待し、宗主国による現地人民のナシヨナリズムに対する適切な譲歩を奨励することに向けられた。そのためにはフィリピン独立を戦前の予定通り一九四六年に実現し、それによって円満独立への一つの模範にしようとしたのである。

この地域で西欧宗主国が現地ナシヨナリズムと対立し、これら地域を反西側の立場に追いやることは西欧のみならず、この地域に経済的戦略的利益をもつアメリカの利益にも反することであった。したがって、アメリカはこれら地域のナシヨナリズムに同情的であったが、同時にそれが共産主義にむすびつくことを恐れていた。そのような危険がある場合には、宗主国は反共産主義ナシヨナリストたちに十分に譲歩し、彼らの立場を強めねばならないというのがアメリカの考えであった。そのような考えから、アメリカはインドネシアについてオランダに対しスカルノらインドネシア指導者に速やかな譲歩を求めて、強い外交的圧力をかけた。またインドシナについては、フランスが非共産主義ナシヨナリズムに譲歩することで、ナシヨナリズム運動の共産主義との結び付きを弱めることを望んだ。しかしフランスは西側主要国の一つであり、ヨーロッパ問題でフランス保守派政権の支持を必要としていたこと、そしてヴェトナムのナシヨナリズム運動の最有力指導者が共産主義者であったことなどのため、フランスに積極的な外交圧力を加えることを控えた。アメリカはインドシナにおいては、有力な同盟国である宗主国の立場と地元ナシヨナリズムとの対立をどのように調整するかという問題とともに、共産主義者ではない有力なヴェトナム・ナシヨナリストが見当

たらないという問題に直面し、対応に苦しんだのである。

中国で共産党が内戦に勝利し、そしてとくに朝鮮戦争が勃発すると、アメリカの政策は、インドシナにおいては次第にますますフランスの戦争を支持せざるを得ない立場に追い込まれていった。アメリカ政府はフランスの現地ナシヨナリズムに対する譲歩の少なさに相変わらず不満をもっており、フランスの政策が現地ナシヨナリズムの支持を得られることに大きな疑問を持ちながらも、それでもフランスの戦争を支持することになった。フランスのインドシナでの軍事的敗北を許すことは、アジアの冷戦状態の下で、アメリカとしてなによりも避けるべきことだと考えられるに至ったからであった。アメリカはフランスの政策の政治的弱点を結局アメリカの軍事・経済援助によって補いつつ、その実績によってフランスの政策に影響力を強めることを試みるという政策をとったのである。その試みが成功しなかったことは、一九五四年のジュネーヴ会議に至る歴史が物語る通りであり、その会議の後は、アメリカはフランスに代ってインドシナへの関わりを深めるのである。

本稿は一九七八年に当時の研究に基いて書いた未発表の草稿に補筆したものである。その後この時期のアメリカの〔後記〕ヴェトナム政策に関しては、宮里政玄教授（国際大学）が、米国公文書館の公開された國務省文書を用いて詳細な研究を発表し、その大部分は同教授の著書『アメリカ対外政策決定過程』（三一書房、一九八二年）に収められた。私の論文は刊行された資料のみに依拠しており、また最近発表された研究成果をすべてとり入れているとは言いが、宮里氏の研究が政府内政治とくに國務省内政治に焦点をあてた政策決定過程の事例研究であるのに対して、政策の流れをアメリカの冷戦政策の脈絡の中で追っているものとして、若干の意味をもっていることを希望したい。本稿ではアイゼンハワー政権のアジア政策については直接扱わないが、トルーマン政権からアイゼンハワー政権にかけて、東南アジア政策に関しては著しい連続性があることを主張することも、本稿の狙いの一つである。

- (一) Howard K. Beale, *Theodore Roosevelt and the Rise of America to World Power* (Baltimore, 1956), p. 456; Burton F. Bears, *Vain Endeavor, Robert Lansing's Attempts to End the American-Japanese Rivalry* (Durham, 1962), p. 109.
- (二) Department of Defense, ed., *United States-Vietnam Relations* (12 books, Washington, 1971), Book 7, B 4. [譯] *US-Vietnam Relations* 叢書
- (三) Raymond A. Esthus, "President Roosevelt's Commitment to Britain to Intervene in a Pacific War," *Mississippi Valley Historical Review*, Vol. 50 (June 1963), pp.
- (四) Department of State, "Policy Paper on Conditions in Asia and the Pacific," June 22, 1945, Department of State, ed., *Foreign Relations of the United States, 1945*, Vol. 6, pp. 556-580. [譯] *FR, 1945* 卷六 叢書
- (五) Russell H. Fifield, *Americans in Southeast Asia: the Root of Commitment* (New York, 1973), pp. 36-37.
- (六) Walter LaFeber, "Roosevelt, Churchill, and Indochina: 1942-45," *American Historical Review*, Vol. 80 (Dec. 1975), p. 1279.
- (七) *ER, Conferences at Cairo and Teheran, 1943*, p. 485.
- (八) Cordell Hall, *The Moments of Cordell Hall* (2 vols., New York, 1948), Vol. 2, pp. 1597-1598.
- (九) Edward R. Stettinius, Jr., *Roosevelt and the Russians: The Yalta Conference* (Garden City, N. Y., 1949), p. 238.
- (十) John J. Spregue, "Anglo-American Relations and Colonialism in East Asia, 1941-1945" (New York, 1983), pp. 89-153; LaFeber, "Roosevelt, Churchill and Indochina," loc. cit., p. 1279-1281, 1286; Christopher Thorne, *Allies of a Kind* (Oxford, England, 1978), p. 625-626. 著者譯
- (十一) *Historical Review*, Vol. 45 (1976), pp. 73-96 著者譯
- (十二) Akira Iriye, *The Cold War in Asia: A Historical Introduction* (Englewood Cliffs, N. J., 1974), p. 87.
- (十三) LaFeber, "Roosevelt, Churchill and Indochina," loc. cit., p. 1280.
- (十四) *Ibid.*, p. 1287.

- (14) 國務省内の意見の相違は *US-Vietnam Relations*, Book 8, pp. 4-25 所収の諸史料に最もよく表われている。富里政女『アメリカの対外政策決定過程』(一九八一年、三一書房)、八二—一二〇頁。また George C. Herring, "The Truman Administration and the Restoration of French Sovereignty in Indochina," *Diplomatic History*, Vol. 1 (1977), pp. 97-117 を参照。
- (15) *FR, Malia and Yalia*, 1945, p. 770.
- (16) LaFeber, "Roosevelt, Churchill and Indochina," *loc. cit.*, pp. 1285-1291, 1293. イントロダクションとフランス系インディシナに對する援助をめぐり米仏間の交渉に關する史料は *FR*, 1945, Vol. 6, pp. 296-306 に在る。
- (17) *FR*, 1945, Vol. 1, p. 124.
- (18) *US-Vietnam Relations*, Book 8, p. 14. 又 LaFeber, "Roosevelt, Churchill and Indochina," *loc. cit.*, p. 1294 を参照。
- (19) LaFeber, "Roosevelt, Churchill, and Indochina," *loc. cit.*, p. 1294. 「安樂社」は暹羅政界の言葉であるが、著作の中で使われてゐない。
- (20) *US-Vietnam Relations*, Book 8, p. 4.
- (21) *Ibid.*, p. 7.
- (22) *Ibid.*, pp. 9-17.
- (23) *Ibid.*, p. 6, 8.
- (24) *Ibid.*, pp. 19-25.
- (25) Fifield, *Americans in Southeast Asia*, p. 45.
- (26) *Ibid.*, p. 49.
- (27) *Ibid.*, pp. 86-87; David A. Wilson, *The United States and the Future of Thailand* (New York, 1970), p. 28-30.
- (28) タイをめぐり米英間の交渉に關する主な文書は *FR*, 1945, Vol. 6, pp. 1240-1418 に収録されてゐる。その詳細は Herbert A. Fine, "The Liquidation of World War II in Thailand," *Pacific Historical Review*, Vol. 34 (Jan. 1965), pp. 65-

- 82 頁註 2。#4 Thorne, *Allies of a Kind*, pp. 614-61 參照。
- (66) Herbert Feis, *Japan Subdued: The Atomic Bomb and the End of the War in the Pacific* (Princeton, N. J., 1961), pp. 79-83, 139.
- (67) Fifield, *Americans in Southeast Asia*, pp. 51-52. 以下ハク島式條理トシテ FR, 1945, Vol. 6, pp. 308-309, 311.
- (68) King C. Chen, *Vietnam and China, 1938-1954* (Princeton, N. J., 1969), pp. 127, 132, 153.
- (69) Fifield, *Americans in Southeast Asia*, pp. 80, 113; FR, 1945, Vol. 6, 1158-1159; FR-1946, Vol. 8, pp. 802. 註 2 4 Robert J. McMahon, "Anglo-American Diplomacy and the Reoccupation of the Netherland East Indies," *Diplomatic History*, Vol. 2. (1978), pp. 1-24; McMahon, *Colonialism and Cold War: The United States and the Struggle for Indonesian Independence, 1945-1959* (Ithaca, 1981).
- (70) George E. Taylor, *The Philippines and the United States: Problem of Partnership* (New York, 1964), pp. 95-96, 103-107, 110-111.
- (71) Fifield, *Americans in Southeast Asia*, p. 76.
- (72) 議案案トシテ Senate Committee on Foreign Relations, *U. S. Foreign Policy, 1941-49* (New York, 1971), pp. 860-885 參照。
- (73) FR, 1946, Vol. 8, pp. 873-875.
- (74) *Ibid.*, p. 934.
- (75) *Ibid.*, pp. 885 ff; Fifield, *Americans in Southeast Asia*, p. 75.
- (76) 以下トシテ Teodoro A. Agoncillo and Milagros C. Guerrero, *History of the Filipino People* (Quezon City, Philippines, 1970), pp. 517-539 參照。
- (77) 以下ハ本邦ヲ得テソコトナシニ政策ト關スル各々の國務省文書に見られ。
- (78) *U.S.-Vietnam Relations*, Book 8, p. 49; FR, 1946, Vol. 8, 822-825.

- (23) Fifield, *Americans in Southeast Asia*, pp. 80-82.
- (24) *FR*, 1947, Vol. 6, pp. 924-925.
- (25) Fifield, *Americans in Southeast Asia*, pp. 84-85; Robert J. McMahon, *Colonialism and Cold War*; George McT. Kahin, *Nationalism and Revolution in Indonesia* (Ithaca, 1952); Seign Miyasato, "The Truman Administration and Indonesian Independence: Case Studies," *Ryudai hogaku*, No. 25 (Sept. 1979), pp. 49-109.
- (26) *FR*, 1948, Vol. 6, pp. 327-330, 345-346, 353-354, 364-365; *FR*, 1949, Vol. 7, pp. 131-132.
- (27) J. B. Duroselle, *Histoire diplomatique de 1919 à nos jours* (8 e édition, Paris, 1981), pp. 548-549. *FR*, 1946, pp. 15, 17, 22-27, 34-47, 53-62, 72-84; Allan Cameron, ed., *Viet-Nam Crisis* (Ithaca, N. Y., 1971), vol. 1, pp. 71-99.
- (28) *FR*, 1947, Vol. 6, pp. 67-68.
- (29) *Ibid.*, pp. 95-97.
- (30) *Ibid.*, p. 68.
- (31) *Ibid.*, pp. 74-75, 94-95.
- (32) *FR*, 1948, Vol. 6, p. 49.
- (33) Fifield, *Americans in Southeast Asia*, pp. 104-118.
- (34) *FR*, 1948, Vol. 8, p. 67; *FR*, 1947, Vol. 6, p. 68; *FR*, 1948, Vol. 6, p. 28.
- (35) *FR*, 1948, Vol. 6, p. 45.
- (36) *FR*, 1947, Vol. 6, p. 97.
- (37) Duroselle, *Histoire diplomatique*, pp. 549-550; Cameron, *Viet-Nam Crisis*, vol. 1, p. 117.
- (38) *FR*, 1948, Vol. 6, p. 33.
- (39) Department of State, *The China White Paper* (originally 1949, Stanford reprint edition, 2 vols, 1967), Vol. 2, pp. 380-384.

- (7) *FR*, 1950, Vol. 6, p. 39; Miyasato, "The Truman Administration and Indochina," *loc. cit.*, pp. 141-149.
- (12) *US-Vietnam Relations*, Book 8, p. 321.
- (19) *FR*, 1949, Vol. 7, pp. 29-41.
- (17) *Department of State Bulletin*, March 27, 1950, p. 471.
- (18) *Ibid.*, April 10, 1950, p. 565.
- (19) *Ibid.*, January 23, 1950, pp. 111-118, esp. 116.
- (20) John Lewis Gaddis, "The Strategic Perspective: The Rise and Fall of the 'Defensive Perimeter' Concept, 1947-1950," in Borg and Heinrichs, eds., *Uncertain Years*, pp. 61-118, esp. pp. 61-66.
- (18) *US-Vietnam Relations*, Book 8, p. 336.
- (28) *FR*, 1950, Vol. 7, p. 349.
- (38) 大統領の公文 *Public Papers of President Truman 1951*, p. 309 を参照。
- (38) *FR*, 1950, Vol. 7, pp. 624-625.
- (35) *Ibid.*, pp. 1366-1369, 1404-1406; Harry S. Truman, *Years of Trial and Hope, 1946-52* [Memoirs, Vol. 2], (Garden City, N. Y., 1956), p. 436.
- (38) *FR*, 1950, Vol. 6, pp. 1367, 1498-99.
- (17) この可能性はすでに一九四九年の NSC 48/1 で認識されてきた。それゆえ、日本に大陸中国との貿易を許すことが適切であることも、考えが表明されている。(*US-Vietnam Relations*, Book 8, p. 240)
- (38) *US-Vietnam Relations*, Book 8, pp. 468-469, 523. 1) 6 頁の問題については Michael Schaller, *The American Occupation of Japan* (New York, 1985), pp. 212-233; Schaller, "Securing the Great Crescent: Occupied Japan and the Origins of Containment in Southeast Asia," *Journal of American History*, Vol. 69 (1982), pp. 393-414.
- (38) Coral Bell, *Survey of International Affairs: 1954* (London, 1957), pp. 37-38; Richard P. Stebbins, *The United States*

- les in World Affairs: 1954* (New York, 1956), pp. 220-221.
- (8) NSC 124, FR, 1952-1954, Vol. 12, pp. 45 ff., esp. p. 47; NSC 124/2, *Ibid.*, pp. 125 ff., esp. p. 127.
- (16) FR, 1930, Vol. 6, pp. 1296-1297.
- (92) 細谷千博『サンフランシスコ講和への道』(中央公論社、一九八四年)、九〇—一〇四頁。
- (93) 同、一九一一—二〇二頁。
- (94) *US-Vietnam Relations*, Book 8, pp. 475-476, 491-492.
- (95) *Ibid.*, pp. 516-517.
- (96) *Ibid.*, pp. 532.
- (97) *Ibid.*, pp. 531-532.
- (98) FR, 1951, Vol. 6, pt. 2, pp. 1560-1561.
- (99) *US-Vietnam Relations*, Book 8, pp. 538-540.